



島根県報

平成20年 2月19日 (火)
第 1,958 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	1
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	2
島根県持続農業導入指針変更の公表	(農畜産振興課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
換地処分 (2 件)	(")	3
保安林予定森林 (3 件)	(森林整備課)	3
解除予定保安林	(")	4
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	5
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	5
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(")	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	8
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
正 誤		
平成19年12月25日付け島根県報第1,943号中	(道路維持課)	9

告 示

島根県告示第113号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 なごみの里	訪問介護	出雲なごみの里	出雲市大社町杵築西1778 - 1	平成20年 2月1日

島根県告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年2月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 MSTC	訪問介護	こころ介護サービス	松江市美保関町森山539-3	平成20年2月10日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第115号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成20年2月21日から施行する。

平成20年2月21日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年2月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

島根県告示第116号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成20年2月7日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成20年2月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年2月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

斐川町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

勝部 勝明 簸川郡斐川町大字坂田156番地

2 就任年月日

平成19年9月3日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

本田 恭一 簸川郡斐川町大字出西944番地 2

島根県告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成20年 2月 7日付けで県営土地改良事業に係る江津地区上長良工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成20年 2月 7日付けで県営土地改良事業に係る江津地区久保川工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第120号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町池田字櫻原2810、字六郎木2814 - 1 から2814 - 3 まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第121号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町波佐イ634、イ634内 1、イ637内 2、イ648、イ1205、イ1206 - 1 からイ1206 - 5 まで、イ1207 - 1 からイ1207 - 4 まで、イ1207 - 6 からイ1207 - 9 まで、イ1208 - 3、イ1208 - 4、イ1209 - 1 からイ1209 - 3 まで、

イ1210、イ1211 - 1、イ1211 - 4 からイ1211 - 7 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第122号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町三里口421 - 6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第123号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1117 - 33、1117 - 34

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第124号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町三里口421 - 4、口421 - 6、口421 - 7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第125号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町黒沢2081 - 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第126号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

恵曇加入区(漁業協同組合JFしまね)

島根県告示第127号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成13年島根県告示第267号)の一部を次のように改正する。

平成20年2月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	を
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
-	-	年1.25%	年0.4%	年0.4%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%	

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	に改
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%	

は、年1.25%)	は、年1.05%)			
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
-	-	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

める。

附 則

- この告示は、平成20年 2 月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成20年 2 月21日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第128号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 2 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地 方機関の名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	432号	安来市広瀬町広瀬185番 3 地先から同171番 8 地先まで	前	メートル 11.50 ~ 31.00	メートル 166.50	松江県土整 備事務所広 瀬土木事業 所	道路改良工事
			後	14.00 ~ 33.00	166.50		拡幅
県 道	黒井田安来線	安来市安来町字内浜2440番1地先から同町字御碕谷1975番 7 地先まで	前	10.00 ~ 33.00	55.00		交差点改良工事
			後	12.00 ~ 46.00	56.00		拡幅
"	下府江津線	浜田市宇野町397番地先から同町383番 1 地先まで	前	12.00 ~ 26.00	47.00	"	減幅
			後	11.00 ~ 15.00	47.00		市道移管
"	"	浜田市宇野町383番 1 地先から同町200番地先まで	前	A 6.00 ~ ~ 10.00	520.00	"	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解
				B 11.00 ~ 22.00	545.00		

			後 B	11.00 ~ ~ 22.00	545.00	浜田県土整備事務所	消 市道移管
"	桜江金城線	江津市桜江町市山858番地先から同861番地先まで	前	4.00 ~ 14.00	285.00		災害復旧工事
			後	4.00 ~ 16.00	285.00		拡幅
"	"	江津市桜江町長谷3079番1地先から同3077番2地先まで	前	4.40 ~ 6.50	41.00		災害復旧工事
			後	4.40 ~ 8.00	41.00		拡幅
"	跡市川平停車場線	江津市川平町平田口513番2地先から同地先まで	前	3.20 ~ 5.00	29.00		災害復旧工事
			後	5.00 ~ 7.50	29.00		拡幅
"	"	江津市川平町平田イ915番1地先から同地先まで	前	3.80 ~ 5.80	15.00		災害復旧工事
			後	5.00 ~ 7.00	15.00		拡幅
"	"	江津市川平町平田イ914番2地先から同地先まで	前	4.00	12.00		災害復旧工事
			後	7.00 ~ 7.50	12.00		拡幅
"	田所国府線	浜田市宇野町397番地先から同町383番1地先まで	前	12.00 ~ 26.00	47.00		減幅
			後	11.00 ~ 15.00	47.00		市道移管
"	"	浜田市宇野町383番1地先から同町200番地先まで	前	A 6.00 ~ 10.00	520.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B 11.00 ~ 22.00	545.00		
			後 B	11.00 ~ 22.00	545.00		
"	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原919番2地先から同109番3地先まで	前	6.50 ~ 35.00	440.00	交通安全工事	
			後	9.00 ~ 35.00	440.00	拡幅	

島根県告示第129号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	安来市広瀬町広瀬185番3地先から同171番8地先まで	メートル 166.50	平成20年 2月19日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
県道	黒井田安来線	安来市安来町字内浜2440番1地先から同町字御碓谷1975番7地先まで	56.00	平成20年 2月19日		
"	大田佐田線	大田市山口町山口字境木1579番1地先から同町山口1204番1地先まで	683.00	平成20年 3月15日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	桜江金城線	江津市桜江町市山858番地先から同861番地先まで	285.00	平成20年 2月19日	浜田県土整備事務所	
"	"	江津市桜江町長谷3079番1地先から同3077番2地先まで	41.00	平成20年 2月19日		
"	跡市川平停車場線	江津市川平町平田口513番2地先から同地先まで	29.00	平成20年 2月19日		
"	"	江津市川平町平田イ915番1地先から同地先まで	15.00	平成20年 2月19日		
"	"	江津市川平町平田イ914番2地先から同地先まで	12.00	平成20年 2月19日		
"	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原910番1地先から同109番3地先まで	535.00	平成20年 3月15日		

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 2月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 開発区域
安来市黒井田町字砂田377番、378番1、380番4、381番
安来市黒井田町字古屋敷439番3、439番4
面積 2,716.75平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市安来町1725番地
有限会社赤徳印刷所
代表取締役 原 秀之

正 誤

平成19年12月25日付け島根県報第1,943号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第1060号 の表中	759.50	758.00